

【政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会】

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）要旨

本案は、最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するとともに、基幹放送事業者におけるAM放送（中波放送）のFM放送（超短波放送）への転換に伴い、FM放送の放送設備による政見放送をすることができることとする等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正

1 選挙等の執行状況を踏まえた規定の新設等

- (一) 自動車を期日前投票所の全部又は一部として使用した場合における当該自動車の使用に係る加算規定を設けること。
- (二) ポスター掲示場費の基準額について、区画数の増加に伴う加算額を実情に即するよう見直すこと等により、この基準額を改定すること。
- (三) 保存期間経過後の投票用紙の処分に要する経費について措置するため、事務費の基準額を改定すること。
- (四) 災害の発生、感染症のまん延等により生じた経費のうち基準額を超えるものを措置するための規定を整備すること。

2 投票所経費等の基準額の改定

最近における物価の変動等を踏まえ、投票所経費、開票所経費、事務費等の基準額を改定すること。

二 公職選挙法の一部改正

基幹放送事業者におけるAM放送のFM放送への転換に伴い、FM放送の放送設備により政見放送をすることができることとすること。

三 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、二については公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。